

## 「安全衛生推進者」能力向上教育(初任時教育)のご案内

浦安鐵鋼団地協同組合

労働安全委員会 委員長 井上 憲二

常時10人以上50人未満の労働者(派遣社員、パート等を含みます)を使用する一定の業種(以下の「選任しなければならない業種」参照)の事業場では、一定の能力を有する者(以下の「資格」参照)のなかから「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に係る業務を担当させなければなりません。(労働安全衛生法(以下「法」という。)第12条の2、労働安全衛生規則(以下「則」という。)第12条の2、第12条の3)

また、あわせて、その職務を適切に遂行するため、選任後3ヶ月以内を目安に、安全衛生推進者能力向上教育(初任時教育)を実施することが必要です。(法第19条の2及び関連指針)

この度、浦安鐵鋼団地協同組合では、「安全衛生推進者」として選任されている人及び近き将来「安全衛生推進者」として選任される可能性がある人を対象に「能力向上教育(初任時教育)」を企画しましたので、多数ご受講下さるようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 開催日時・会場

開催日 : 平成21年6月22日(月) 9:00 ~ 17:00 (昼食休憩 1時間)

会場 : 浦安鐵鋼会館2階ホール

講師 : 鍛冶壮吉(労働安全コンサルタント)

受講料 : 5,000円/人 《受講料は通常7,000円(受講料5,000円 + 教材費 2,000円)ですが、組合で差額の2,000円を負担します》

修了証 : 修了者には「修了証」を交付します。(注 : 遅刻、早退等で時間数不足の場合は、講習を修了したことにはなりませんのでご注意ください)

#### 2. 申込み:別紙申込用紙に必要事項を記入の上、受講料を添えて事務局にご持参下さい。

申込み〆切り:6月15日(月)

#### 3. その他

①講習には筆記用具をご持参下さい。

②昼食は各自でご用意下さい。

③雇用調整助成金の教育訓練の対象とされる事業場は、申込みの際にお申し出下さい。

必要書類をお渡しいたします。

[参考]

● 「選任しなければならない業種」

製造業、建設業、運送業、林業、鉱業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ業、自動車整備業、機械修理業、洗濯業

\* 鉄鋼団地内の事業所は上記の何れかに該当します。

● 「資格」

- ① 大学を卒業後 1 年、高等学校を卒業後 3 年、その他については 5 年以上の事業場の安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
- ② 厚生労働省労働局長へ届出した登録教習機関の養成講習を修了した者。
- ③ 厚生労働省労働局長が①.②にあげるものと同等以上の能力を有すると認める者。

注) 「安全衛生の実務」とは、必ずしも安全衛生関係専門の業務に限定するものではなく、安全に配慮した業務指示を行うこと、すなわち、そのような立場としての経験を含むと解釈されます。

● 「教育カリキュラム」

・カリキュラムの内容は、「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(平元. 5.22 能力向上教育指針公示第 1 号、改正 平 18.3.31 同公示第 5 号)に基づく。

1	安全衛生管理の進め方	・安全衛生推進者の役割と職務 ・労働衛生管理 ・労働災害の原因の調査と再発防止対策	3 時間
2	危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	・同左	2 時間
3	安全衛生教育	・安全衛生教育の方法 ・作業標準の作成と周知	1 時間
4	関係法令	・労働安全衛生法令	1 時間
合計			7 時間

「安全衛生推進者」能力向上教育(初任時教育)受講申込書

会社名 \_\_\_\_\_

申込み責任者 \_\_\_\_\_

連絡先:電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

受講者名	生年月日	本籍地(都道府県)